

# 「法の支配を礎とする豊かで公正な社会」を D&Iと共に実現する

## 法曹界でD&Iを開拓していく

西村あさひ法律事務所は世界18拠点でプロフェッショナル800名以上、パリリーガルやスタッフを含むと総勢1,700名を擁する日本最大の国際総合法律事務所であり、「法の支配を礎とする豊かで公正な社会を実現する」という使命のため、日々奮闘している。



同事務所がダイバーシティに取り組む理由は3つ。1つ目は、高まるクリエイティビティの必要性だ。前例のない事案に対し、チームメンバーが各自の専門分野を活かし、緊密に連携してあたっている。それぞれの強みを遺憾なく発揮し、多様な価値観を包含した、複眼的・多元的なアプローチで依頼者に最高のリーガルサービスを提供するためには、D&Iが必須だ。2つ目は、社会的要請だ。近年、欧米の依頼者を中心として、法律事務所においてD&Iが実現されていることへの要望が高まっている。依頼者のビジネスとそれを取り巻く環境への深い理解なくしては、真に価値のあるリーガルサービスは行えない。そして3つ目は、持続可能性だ。持続可能な組織であるためには、多彩な人材の獲得と維持は不可欠である。D&Iを通じて、メンバーそれぞれが「自分が何をやりたいか」を主軸に、各自の能力を最大限に発揮して活躍できる環境づくりを目指している。

本格的にD&I推進に着手し始めた当初は、国内の法律事務所においてD&I推進の前例が少ないなかで、開拓精神をもって挑戦してきた。それゆえに苦労もあったという。そのような中でも、網羅的に取り組むことができたのは、後述するD&I推進の担当者が、企業や外部団体での役員経験やクロスカルチャーに関わる知見、労働法等の関連分野の専門性を有する者を含む幅広い多様性のあるメンバーで構成され知恵を出し合うことにより、その集約として幅広い知識と経験を持ち合わせることができていたからだ、とD&I推進会議の立ち上げメンバーの曾我美紀子弁護士は語る。また日本の法曹界でのD&Iの実装をリードしていきたいという熱意も、大きな原動力であったという。

## 授賞理由

ダイバーシティに課題がある法曹界で、果敢にD&Iを進めるパイオニアである。法律領域からの社会的支援はもちろんのこと、事務所内では、専任メンバーに限らず、任期ごとに部署横断メンバーがD&I推進を担い、Diversity Evangelistを事務所内に増やすしくみがあるなど、推進体制に工夫がある点も評価の対象となった。

## 事務所全体で推し進める

西村あさひ法律事務所のD&I推進を中心となって担うのは、2020年発足のD&I推進会議とそれに先立つ2019年発足のダイバーシティ推進室だ。D&I推進会議は弁護士とスタッフからなり、年次、役職、ジェンダー、国籍、主に執務する国等、多彩なメンバーで構成されている。多様な視点から事務所全体に関わる施策を議論し、提言し、実行している。ダイバーシティ推進室は、スタッフにより構成される部署であり、専任のメンバーに加え、部署横断の兼任メンバーで構成されている。兼任メンバーには任期があり、任期終了後、本来の業務にフル復帰する際には、「Diversity Evangelist」（注：D&Iの伝道者という意味）として、所属部署のD&Iを牽引する旗振り役を担っていく。事務所全体を巻き込んでD&Iを進める体制が構築されている点が、西村あさひ法律事務所のD&I推進の特長の一つと言える。

D&Iに取り組むことは、事務所メンバーの事務所に対する信頼にも繋がっていると、ダイバーシティ推進室長の上羽朝子氏は語る。実際に、同性パートナーや事実婚パートナーも福利厚生上は法律婚と同様に扱うドメスティック・パートナーシップ制度を導入した際には、当事者でないメンバーからも、事務所がこのような取組みをしていることを誇りに思う、といったポジティブな声が上がった。



## リーガル領域から、D&Iの社会実装へ

西村あさひ法律事務所のD&I推進は、もちろん所内だけにとどまらない。事務所内に所属する多くの弁護士が、NPO法人をはじめとした外部団体へのプロボノでのリーガルサービスの提供を行っている。民間のパートナーシップ証明書を発行する一般社団法人Famieeや、セクシュアルマイノリティの医療サービス利用の権利に取り組む団体等にもリーガルアドバイスを提供しており、法領域で多様な人が生きやすい社会の実現に貢献している。様々な切り口から啓発活動をする中で、多くの海外拠点をもつからこそこの課題は、各国の法制度や文化の違いを尊重し合いながら、如何にして一体となって施策を実施していくかという点だそう。世界各地にある拠点と連携しながら、更にグローバルな視点をもってD&Iを推進していきたいという。